

八ッ場ダム住民訴訟通信-131

2018年1月14日発行

明けましておめでとうございます。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会総会

濱田、嶋津、二人の知性が語る「人口減少社会の向こうに見る光と影」

去る12月10日、第13回八ッ場ダムをストップさせる茨城の会総会は、取手福祉会館で開催されました。裁判のない闘いをする事丸2年、45人の参加者の熱気は、八ッ場ダム、そして茨城の水問題に取り組む姿勢に、いささかの弛みがないことを示しました。

会は、2017年度活動報告：責任引取水への対応、常総水害被害者の会との連携、利根川流域市民委員会による「カムバックうなぎプロジェクト」など。2018年度活動方針：水道事業に市民参加を重点方針とする。など、いずれも活発な討議の末承認されました。



講演は二人の水問題専門家によるダブル講演。茨城の会代表でもある濱田篤信さんは「導水の孔から天のぞく」と題して、これまでの霞ヶ浦開発、導水事業は、ただただ環境を破壊するだけのものだった。これからは、私たちの意思で自然と共に生きる霞ヶ浦、茨城県をつくりたい

と語り、人口減少社会は、それが可能な社会だと結びました。

嶋津暉之さんは「河川法改正から20年…」をテーマに、1997年の河川法改正は、「市民とともに河川のあり方を考えて、市民と議論し、市民の意見を河川行政に反映していく」とする素晴らしいものだった。それを受け2001年には田中康夫長野県知事の脱ダム宣言。続いて2005年淀川流域委員会は大戸川ダムなど5ダムの中止を提言。21世紀は河川行政に光をもたらすかに見えた。しかし、2006年の近畿地方整備局の反動化を皮切りに、河川行政は逆流を始め、今日では改正以前よりも悪質なものになってしまった。静かに、しかし怒りを持って河川行政の実態を語りました。最後にダムなどの過大投資で水道事業は破たん淵に立っている。2017年の水道法の改正は、衆院解散で先送りされたが、近々再上程されるだろう。当面は広域化を進めるだろうが、その先には民営化がある。しっかりと見守って行かねばならない。と、その危険性を語りました。

総会アピールは、この春にも再上程が予想される水道法の改正は、水道事業民営化への道を開くものであり断じて許せるものではない。また水道事業を破たんに追い込んだ国や県、市町村などの水道事業者が事業の将来を決める資格はない。市民を交えたテーブルを持つことを求める。水道事業の将来は私たちが決める。と締め、採択されました。

定例の議案①2017年度活動報告、②2017年度会計報告・監査報告、③2018年度活動方針、④2018年度予算案、⑤役員改選など決議事項は同封書類をご覧ください。

第13回「ハッ場ダムをストップさせる茨城の会」総会アピール

国民が権力への監視を怠れば、その報いは国民に降りかかる。

水道事業は、水源開発の負担金、浄水場、配水管などの施設・維持・管理費など、原価、経費のほぼすべてを、水道料金で賄う「総括原価方式」で運営されています。だから、水道事業は、水道料金を払っている需要者＝私たちのものです。決して国のものでも、県や市町村など事業者のものではありません。先ずこのことの認識を共にしたいと思います。

本年3月、安倍内閣は「水道法改正」を閣議決定、衆議院へ上程しました。法案は9月解散により廃案となりましたが、自公の大勝により政権は延命、再び息を吹き返すことは必定です。早ければこの春にでも…。

水道法改正の目的は、公営である水道事業に民営化への道筋をつけるものです。何故いま民営化なのか、といえば、過大な水源開発と、それに伴う過剰な設備投資を重ねてきた水道事業が、今後100年を越えて続く人口減少により、見通しが立たなくなったことに外なりません。

私たちは裁判で、あるいは法廷の外で、ハッ場ダムをはじめ霞ヶ浦導水など無駄な水源開発の中止を訴えてきました。一昨年、昨年、そして今年と、茨城共同運動の県当局との交渉の場では、「このままで水道事業は成り立つのか」と追及してきました。県当局の「無言の回答」を待つまでもなく、水道事業は破たんの淵に立たされているのです。

私たちは、国、そして県当局の責任を改めて糾します。ハッ場ダム事業の基本計画が立てられた1986年、この時点で現在利根川にある8基のダムの内、7基が完成されており、1991年の奈良俣ダムの完成を見てすべてが揃いました。その後の1都5県の水余りは、茨城・栃木・群馬、3県の総人口を賄って余りあるものになっています。水道事業破綻への引き金は30年前に引かれています。

「民営化で水道事業は救われるのか」答えはすでに出ています。先行したパリ、ベルリン、アトランタなどでは公営へ戻りつつあります。何故なら、水道事業は独占事業です。マーケットは人口減少で縮小し続けます。それが私企業の手に渡り、資本の原理に晒された時、利益を出す手段は値上げと安全基準の引き下げ＝水質の劣化しかなかったのです。ならば「公営でいいのか」。これも「否」です。これまで水道事業は公営であるがため、政治の道具として弄ばれてきました。人口減少も水余りも知りながら、過大な予測を立て、手に負えぬほどに肥大させてしまったからです。

私たちは、水道事業を破綻の淵へと陥れた、国、県、市町村などの事業者に、新たな道筋をつける資格はないと考えます。彼らが行うべきは自らの責任を認め、広く需要者である私たち市民に意見を求めることです。民営化とは自らの責任を糊塗し隠ぺいすることに外なりません。

私たちは、水道事業への参画を求めます。権力を監視する権利と義務を持つ主権者として、今日の事態を招いてしまった力不足を痛感するからです。

水道事業の将来は、私たちが決めます。

人の上に国をつくらず

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：濱田篤信 船津寛
事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 携帯：090-4527-7768